埼玉県障害者ITサポートセンター運営要綱

第1 目的

この事業は、障害者の情報通信技術(以下「IT」という。)の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、総合的なサービス提供拠点となる埼玉県障害者ITサポートセンター(以下「センター」という。)を設置して、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し、ITを活用した障害者の社会参加を一層促進することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、埼玉県(以下「県」という。)とする。ただし、事業の一部又は全部を障害者団体等に委託することができる。

第3 推進員の設置

- (1) センターには、推進員1名を設置する。なお、推進員は、県が 適当であると認めた者とする。
- (2)推進員は、本事業の実施に関する企画、立案及びセンターの事 務全般を行うものとする。

第4 事業内容

センターは、次の事業を実施する。

(1) IT関連利用相談事業

(相談員の設置)

I Tに関する専門的知識・技術を持ち、かつ、県が適当であると認めた者1名又は複数名を相談員として設置する。なお、推進員は相談員を兼務することができるものとする。

(相談窓口の開設)

相談は、原則として、祝祭日及び年末年始を除く、毎週火、木、 土曜日の午前10時から午後3時までとする。なお、開設時間外 については、電子メール又はファクシミリによって相談を受ける ものとする。

(相談員の業務)

①障害者やその家族等からの電話、電子メール、ファクシミリ

又は来所による相談への対応

- ②相談活動等に伴う記録、統計等の作成業務
- ③パソコンボランティアに対するアドバイス

(相談員の責務)

相談員は、障害者等の人格を尊重して活動するとともに、活動上知り得た個人情報等を守秘すること。

(2) パソコンボランティア養成事業

(事業内容)

事業内容(目的、主催、受講対象者、受講定員、会場、開催期間及び回数、日程、講座内容、受講申込方法、受講料等)については、各事業年度ごとに実施要領を作成し定めることとする。

なお、実施要領の作成は、推進員が県と協議して行う。

(ボランティアの登録)

県は、講習を修了した者(これと同等の能力を有する者を含む。)について、本人の承諾を得た上で、ボランティアとして登録し、これを証明する証票(別紙様式1)を交付する。

なお、活動ができなくなったボランティアについては、証票を 返還させ登録を抹消する。

(最新技術の修得)

推進員は、ボランティアが常に最新のIT知識等を修得するよう努めるものとし、必要に応じて、ボランティアの技術向上のための講座等を開催するものとする。

(3) パソコンボランティア派遣事業

(派遣を受けることができる障害者)

原則として、県内在住の障害者とする。

(実施方法)

推進員は、派遣の申し込みがあったときは、パソコンボランティア派遣依頼受付票(別紙様式2)を作成の上、派遣の適否を判断し、適当と認められる場合は、ボランティアに派遣を要請する。ボランティアの選定にあたっては、活動の意向を聴取の上、必要に応じた人数を派遣するものとする。

なお、派遣は、毎年度予算の範囲内で行うこととし、必要に応じて、同一人への派遣回数に上限を設けるものとする。

また、1件の派遣におけるボランティアの活動は、概ね2時間を限度とする。

(活動結果の報告)

派遣されたボランティアは、活動後速やかに結果報告書(別紙 様式3)を推進員に提出する。

なお、結果報告書は、派遣1件ごとに1枚ずつ作成する。

(活動費の支給)

推進員は、結果報告書を検査の上、問題がなければ、ボランティア(複数人派遣した場合は各人)に対し、1件につき交通費を含む2,000円の活動費を支給する。

(ボランティアの責務)

ボランティアは、障害者等の人格を尊重して活動するとともに、 活動上知り得た個人情報等を守秘すること。

(保険)

ボランティアの活動中の事故に備えて、ボランティア保険に加 入する。なお、当該ボランティア保険料はセンターの負担とする。

第5 関係団体との連絡調整

事業の実施にあたっては、市町村及び障害者団体、民間企業等との 連絡調整を行うよう努めるものとする。

第6 留意事項

この事業を実施するにあたっては、障害者の現状を把握し、常時反 映させていくものとする。

第7 指導、監督

県は、委託先に対しこの事業が適切かつ効果的に実施されるよう、 指導、監督するものとする。

附則

この要綱は、平成16年5月29日から施行する。

第号

埼玉県障害者パソコンボランティア証

住 所

氏 名

年 月 日生

年 月 日

埼玉県知事

裏

注意

- 1 ボランティア活動の際は、この証を携帯すること。
- 2 この証を譲与し、又は貸与してはならない。
- 3 記載事項に変更を生じたとき及びボ ランティアを辞退したときは、この証 を返納すること。

		パソコンボランティア派遣依頼受付票											
			受付	·番号									
				四 7 寸 日		年	月 日						
			受付	寸 者	•								
(ふりがな)					障	身体	級						
依 頼 者 名					害	(視覚、	聴覚、						
住 所	₸				種	上肢、	下肢、						
(最寄り駅)		線		駅	別	その他())						
	電話				•	知 的	A) A. B. C						
連 絡 先	F A X				程	精神	級						
	メール				度	その他()						
派遣希望日時		年	∃	日		時~	時						
派遣希望場所				(線	駅)						
	岩	≸録No.											
派遣予定ボラン		Ĕ録No. Ĕ録No.											

		,	パソ	'コン	/ボ	ラン	ティ	ィア	活	動糸	古与	果 報	告書	:		
									受付番号							
								H	記入日				年	:	月	日
									記	入	者					
()	ふり	がな	;)									障	身	体		級
依	頼	者	名									害	(視)	覚、	聴	覚、
住			所	干								種	上肢	•	下月	支、
(}	(最寄り駅)				1	線			馬	F	別	その何	也 ())	
				電	話							•	知	的(图	<u>A</u> .	B. C
連	紁	Ż J	先	FΑ	X							程	精	神		級
				メー	ルル							度	その	他()
活	動	日	時			年		月			日		時	\sim		時
活	動	場	所							(線		ļ	駅)
サス	ぱー '	卜内	容													
						绿No).									
活!	動ボ	ラ	ンテ	イブ	登	绿No).									
					登	绿No).									